

## 評価対象適用除外事業調書

つくば市大規模事業を実施する際の評価に関する要綱の適用除外とする事業は、次のとおりです。

事業名	(仮称) みどりの南小・中学校建設事業
事業期間	令和2年6月～令和6年3月
概算事業費	約105億円
事業目的	みどりの学園義務教育学校の分離新設校として建設し、教室不足の解消を図る。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・用地取得（みどりの南106番地1～6：43,484.08㎡、みどりの南107番地1～2：17,697.06㎡）</li><li>・小学校及び中学校の校舎及び体育館、武道場建設、グラウンド整備一式工事</li></ul>
適用除外とする理由	<p>要綱第3条第1項第7号該当</p> <p>(理由)</p> <p>平成30年4月に開校したみどりの学園義務教育学校の児童生徒数が、当初の想定（平成26年8月改定「つくば市学校等適正配置計画」に基づく）を超えた速度で増加しており、令和6年度当初に教室が不足し、最大で2030年度に児童生徒数が4,000人を超過する見込みであることが、令和元年「つくば市学校等適正配置計画」（令和2年3月改定）の改定中に判明した。</p> <p>既に令和元年度に16教室の校舎増築を完了し、令和2年度においても20教室程度の校舎増築を計画しているが、敷地内に更なる増築スペースがないこと、また二度の増築後、70学級を超え、過大規模校化が進行することから、令和6年度当初までに分離新設校を開校することが必須となるため、学校新設の検討を行い、本事業の方針を令和2年5月に確定した。</p> <p>分離新設校の整備が遅れた場合、通学予定の児童生徒へ教育環境の提供ができないこと、既に通学中の児童生徒の教育環境が悪化する</p>

ることが想定される。

通常、学校新設には4年程度時間を要するため、開校までのスケジュールを考慮すると、早急に着手しなければならない状況にあり、大規模事業評価を行う時間的猶予がなく、適用対象除外とするものである。

**【問合せ先】**

教育局教育施設課

担当 三井・小菅

(位置図等)

別紙3のとおり

## (仮称) みどりの南小・中学校建設事業について

## 《事業概要》

- ・用地取得：① つくばしみどりの南 106 番地 1～6 (県有地 43,484.08 m<sup>2</sup>)  
② つくばしみどりの南 107 番地 1～2 (県有地 17,697.06 m<sup>2</sup>)  
(①、②用地内に (仮称) みどりの南中学校を併設)
- ・建設規模：小学校の校舎 (40 学級分程度)  
中学校の校舎 (10 学級分程度)  
屋内運動場、武道場、グラウンド整備 一式工事

## 《事業実施スケジュール》

- 令和 2 年 5 月 用地購入費、設計委託費計上 (令和 2 年 6 月議会上程)
- 令和 2 年 10 月 県有地取得 (令和 2 年 9 月議会上程予定)
- 令和 2 年 8 月～令和 4 年 2 月 基本・実施設計
- 令和 4 年 7 月～令和 6 年 2 月 建設工事 (令和 4 年 6 月議会上程予定)

## 《事業概要説明》

平成 30 年 4 月に開校したみどりの学園義務教育学校における超過大規模校化と教室不足に対応し、教育環境の改善を図るため、萱丸地区沿線開発地域内南側の茨城県保有地である、小学校用地 (25,000.05 m<sup>2</sup>) とそれに隣接する公益施設用地 (6,498.83 m<sup>2</sup>) を取得し、新たにみどりの学園義務教育学校の分離新設校として、中学校建設に先行して小学校建設を行う計画を令和 2 年 1 月方針決定し、令和 2 年度当初予算へ予算計上を行った。

しかし、分離新設の母体校が 1 年生から 9 年生までを一つの学校とする義務教育学校であることから、児童生徒の学びを優先し、小・中学校併設校の形態での建設を再考した。併設校として建設するには、前述の用地では学校運営や将来の増築スペースを考慮した際に、非常に狭小であることから、建設用地の再選定と交渉を茨城県と行い、令和 2 年 5 月に用地購入にかかる条件整理が完了したため、今回計画の県用地①、②に建設するように計画を変更した。

早急に分離新設校を建設することで、みどりの学園義務教育学校学区内の児童生徒に対し、よりよい教育環境を提供することが本事業のねらいである。

なお、事業の実施に際し、つくば市大規模事業を実施する際の評価に関する要綱第 5 条で定める評価の視点について、以下のように整理している。

### (1) 事業の必要性

令和2年3月に改定した、「つくば市学校等適正配置計画」の中で市内各校の児童生徒数の推計を実施したところ、平成30年4月に開校したみどりの学園義務教育学校について、学区内の宅地開発が進み、予想を上回る子育て世代の流入によって、2030年頃にピークとなり、約4,000人を超える児童生徒数が見込まれている。

現在、令和2年度に20教室程度増築校舍建設を計画しているが、令和6年度には保有教室数を上回る児童生徒数及び学級数となる見込みであり、教室不足が生じることが予想される。

敷地内に更なる増築スペースがないこと、適正規模を大幅に超過した状態を改善するために、早急に分離新設校を建設することで学習の場とより良い教育環境を整備することが必須である。

### (2) 事業の妥当性

みどりの学園義務教育学校の分離新設校として、小学校及び中学校を併設して建設する。規模については、現みどりの学園義務教育学校区内のエリアを新たに区切ることを想定し、40教室程度の規模の小学校、10教室程度の中学校を建設する。なお、学区については、今後、学区審議会等を開催していくなかで決定していく。また、建設予定地についてであるが、用地面積は①つくばしみどりの南106番地1～6（県有地 43,484.08㎡）および②つくばしみどりの南107番地1～2（県有地 17,697.06㎡）合計約61,000㎡程度である。建設予定の学校規模に対し十分な面積を有することから、上述の用地を取得し、事業展開をすることとした。

### (3) 事業の優先性

(1)でも述べたとおり、みどりの学園義務教育学校では児童生徒数の急増を受け、現状のままでは、令和6年度には教室不足が生じることが予想される。

学校建設には相当期間が必要である。つくば市では、平成24年開校の春日学園義務教育学校以降、4校の新設校を建設してきたが、これまでの実績をみると、基本・実施設計業務に約2年、建設工事に約2年の計4年程度を要するため、教室不足が予想される令和6年4月に新設校を開校させるには、早急な事業着手が必須である。

### (4) 事業の有効性

今回、小学校を40学級分程度、中学校を10学級分程度の規模で新設校を建設する予定である。事業未実施の場合、みどりの学園義務教育学校は令和6年度当初に保有教室を上回る児童生徒数と学級数となるため、事業を実施することで、学習の場とより良い教育環境を整備する。

(5) 事業の経済性・効率性

文部科学省により交付される「公立学校施設整備費負担金」や「学校環境改善交付金」などの国庫補助制度を最大限活用し、財源確保に努める。さらに、建設公債なども活用しながら、財源の平準化も図り、事業を展開していく。

(6) 地域への対応

みどりの学園義務教育学校の地域の皆さまや保護者の方々にご理解とご協力を得られるよう学校と連携しながら、現状と今後の計画について丁寧に説明を行っていく。

また、学区の再編等についても、地域への説明会を行い、意見の集約に努め学区審議会の答申を踏まえて決定していく予定である。



